

## 道路交通振動測定結果

測定地点	神戸地区市民センター								JA松阪市支所							
道路名	県道松阪環状線								国道23号							
車線数	2								4							
測定年月日	平成28年12月14日								平成28年12月14日							
用途地域	第1種住居地域								準工業地域							
測定時刻	9:41	11:36	14:33	16:01	19:00	20:37	21:05	22:33	9:04	11:02	14:01	16:36	19:36	20:01	21:32	22:05
限度値 (dB)	65				60				70				65			
測定結果 L <sub>10</sub> (dB)	37	36	36	37	36	34	35	32	43	43	46	44	41	35	40	33
	(37)				(34)				(44)				(37)			

注1) ( ) 内の数値は平均値。

2) 道路交通振動については、「振動規制法施行規則」第12条で、区域の区分、時間の区分ごとに道路交通振動の限度を定めており、三重県では「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年三重県告示第730号)で区域の区分、時間の区分を定めている。









